

さしまクリーンセンター寺久で処理できない廃棄物区分表

| 区 分 | 種 類 | 備 考 |
|--|--|---|
| 産業廃棄物に該当するもの | 事業活動に伴って発生する プラスチック・金属・ガラス・陶器・建 築廃材・ゴムくず・家畜の糞尿 など | 紙くず・木くず・ 繊維・動物性残渣 については、業種 指定有り。 |
| 構成する市町村以外から排 出されたもの | すべての廃棄物 | |
| 燃えがら・汚泥・土砂等の 埋立処分しなければならない もの | | |
| 爆発物及びこれに類するも の | おがくず・金属等粉塵爆発の恐れがある もの。 ガスボンベ・ガスの入ったままのスプレ ー缶。火薬類。塗料・廃油。など | |
| 医療機関から排出される廃 棄物であって、血液・体液 等及びこれらの付着したガ ーゼ・包帯等 | | 紙おむつに付着し た汚物も体液等と 解釈する。 |
| ごみ処理施設にはなはだしく 損害をあたえる恐れがあ るもの | 2 m×1 mをこす大型ごみ。 ワイヤー・ネット類。耐火金庫。 ソーラー温水器。断熱材・サイディン グ。アコーディオンカーテン。 コンクリート・レンガくず・かわら。 液体または水分の非常に高いごみ。 スプリングの入ったベッド・ソファー。 など | |
| 特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法) で定められ たもの | テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類 乾燥機・エアコン | |
| その他 | バイク・自動車部品。消火器。など | 各種リサイクル法 に基づくものは処 理できません。 |